

白山市中小企業等応援給付金【申請要領】

●申請受付期間

令和2年6月5日（金曜日）～令和3年1月29日（金曜日）まで

●申請方法

1. 申請に必要な書類の入手方法

市役所3階の「商工課」窓口、美川、鶴来支所総務課及び各市民サービスセンター窓口にて配布しております。

また、白山市ホームページからもダウンロードできます。

2. 申請書類の提出

密集、密接を避けるため、郵送での提出にご協力をお願いします。

「申請書類チェックリスト」にて申請書類をすべて確認のうえ、チェックリストも提出してください。

【郵送先】（切手代はご負担願います。）

申請書類を次の宛先まで郵送してください。令和3年1月29日の消印有効です。

〒924-8688

白山市倉光二丁目1番地

白山市商工課 宛

※郵送での提出ができない場合

市役所3階の「商工課」窓口へ提出してください。

窓口開設時間【8:30～17:15】土、日、祝日除く。

●ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 白山市産業部商工課内「中小企業等支援相談室」

電話番号 076-274-9542

FAX 076-274-4177

Eメール syoukou@city.hakusan.lg.jp

1. 給付金の目的

新型コロナウイルス感染症により事業活動に大きな影響を受ける中小企業等への事業継続の支援を行うものです。

2. 給付金額

1事業者あたり20万円（個人事業主の場合は10万円）

3. 対象となる事業者

(1) 白山市内に事業所を有する中小企業(法人)または白山市内に住所を有する個人事業主。

(2) 令和2年3月以前から事業による売上(事業収入)を得て、確定申告等を行っており、今後も事業を継続する意思がある者。

※1 国の「持続化給付金給付規程」に準じ、資本金額10億円以上の法人、風営法に規定する性風俗特殊営業を行う事業者、政治団体、宗教団体等、また、白山市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、または同条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団関係者等は除きます。

(3) 令和2年1月以降、前年同月比で売上高が50%以上減少した月が存在せず、国の「持続化給付金」の受給対象とならない者。

(4) 令和2年1月31日以前の市税を滞納していない者。

(5) 白山市飲食・宿泊業等応援給付金及び白山市中小企業応援給付金の支給を受けていない者。

(6) 令和2年3月以降、売上高が前年同月比で20%以上50%未満の範囲内で減少した月が存在する者。

※1 売上高は確定申告書等の「売上金額」、「収入金額」欄に記載されているものと同様の考え方とします。

※2 次の者については前年総売上高より算出した月平均売上高と比較します。

- ・平成31年3月から令和元年12月の間に創業しており、前年同月との比較ができない者
- ・白色申告を行っている者
- ・市民税、県民税申告を行っている者
- ・確定申告に所得税青色申告決算書（農業所得用）を添付している者
- ・その他、前年同月との比較が行えない者

※3 令和2年1月から令和2年3月の間に創業した者については、「令和2年4月以降の任意の一月の売上高」と、「創業から令和2年3月までの総売上高より算出した月平均売上高」を比較します。

※4 複数の業種を行う事業者であっても、1事業者として、全体での売上高で比較をします。

4. 支給の決定

申請書類を受理後、その申請内容を審査のうえ、適正と認められるときは申請者に支給決定の通知をした後、10日ほどで給付金を支給します。

※ただし、支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消すとともに、給付金の返還を求められます。